

関西労災職業病 No.38

関西労働者安全センター

1977.6.30発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



- 主張 労安法改悪糾弾
調査・健診を企業に任せるな / 11
- ぶつとばせ改悪労災保険法
—大阪・兵庫・京都・東京の闘いから— / 3→10
- アピール 南大阪労働フィールド合宿に参加しよう
—合宿事務局— / 11
- 診療所だより / 12→13
 - 前進する健保資格喪失との闘い
 - 医療隊活動始まる
- ニュース（前線から） / 14→19
- センター事務局からのお願い / 20

悪糾弾

労働者の力で守ろう

企業に任せるな!

労働安全衛生法改悪案が6月9日最終日に国会を通過した。発汗物質の有害性調査と職業病の因果関係調査がこれに新設された。この二つらの調査に従事する者に対し守秘義務が課され、「刑法改悪の企業秘密漏示罪」の先取りであり、販業病・公害なくしたと猛反対の声があがり、おこったが力及ばず一部修正のみで可決された。

そもそもこの改悪案のネライは「科学的資料」で職場労働者をあやむき、不守をそらして労働争いの芽をつみとる事にある。守秘義務を付けて調査資料を独占するのはそのためである。「調査結果が外部に漏れると不守を呼び混乱を招く」のでこの条項を入れた」と労働省の課長が述べているがこの本音は裏返せば混乱を招く様な資料は発表しないという事だ。以前、新日鉄で職場労働者がある物質について有害ではないかと騒いだところ、会社は都合のいいデータだけ見せて「安全だ」と言いはって騒

ぎをおさめたそうである。こういう事を新日鉄だけでなく政府レベルでやろうと言うのだ。

調査は一步前進か?

反対運動は衆院通過後に火の手があびった。安全センター、阻止党の呼びかけに住民団体、消費者団体、被災者組織がたえ、対策会議には百余団体が集結した。産業衛生学会有志百余名、日弁連会長も反対声明をあげた。野党、総評中央、関係単産に取組を要請する中、野党は衆院での非を認め参院では反対に回った。総評中央、関係単産も「守秘義務は反対である」との態度を明らかにした。

が、この改悪案が修正つきながら成されたのは、労働戦線の中に「不十分だが調査自体は前進である」という考えが強かった為である。一旦は廃案の可能性が濃いな、と思われたが最後には「守秘義務がある限り調査

改法安勞

労働者の健康は 調査・健診を

主張

は職業病・公害隠しに使われる
「と」いう考えと「た」とえん秘義務
がついても調査は一步前進だ
「と」いう考えの違いが決定的に
なつた。

調査・健診に対する

姿勢の確立を!

法案が成立し、今後調査が行
われるわけだが、労働者はここ
で調査に対する姿勢を確立する
様に向わねばならない。調査資料は
資本が握れば資本の武器として
労務管理・労災斗争に役に使わ
れ、労働者が握れば労働者の健
康と生活を守るための武器とな
るのであつて、調査が十分な不
十分なの問題ではないのだ。安
全センターが労安法路線との対
決を訴え、「労働者の健康は労
働者の手でのスローハンの下
に自主健診・認定斗争等にとり
組んできたのはそのためだ。
我々は今回の斗いで、労働者
の健康は労働者の手でのという
運動がまだまだなつていない
事を痛感した。健診でケイ腕が
多発している事を知った資本は

ら企業閉鎖攻撃を受けたパンチ
職場労働者、じん肺管理4にな
つたため首を切られた造船下請
労働者など、これらの労働者の
苦しみを教訓にしなければなら
ない。労働戦線は調査に対する
階級的警戒心を高めねばならな
い。そして、職場環境調査にし
る健診にしろ資本に任せっきり
にせず自主調査・自主健診に取
組もう。力量に応じて、健診調
査結果を公表させるとなアンケ
ット調査で対抗すると、やる
べき事で今すぐやれる事はたく
さんある。安全センターもそれ
らの要求にたえる体制を一層強
化していきたい。

一方、労安法改悪を許した原
因の一端が労働線の弱さにあつ
たことは事実としても、東京で
の運動の大展開に比しての関西
での立遅れを我々はしっかりと総
括する必要がある。関西でも住
民・市民運動は大きな関心を寄
せていたし、労働運動もそうだ。
これらの力を大胆に結びつけ、
積極性をより具体的運動に組織
すべく要請されていたセンター
がそれを担いきれなかつた弱さ
も今後の課題として残っている。

☆ばっ☆と☆せ☆
☆つ☆ぶ☆

改悪労働災保険法

年金額移行への抵抗斗争を拡大しよう

改悪の基本は変らず

改悪労働災保険法は今年4月頃から施行される事になった。この改悪法は安全センター又二の一年半の同一傷病年金は首切り促進の制度である」と問題提起をし続けてきたが、まったくそのとおりになつてしまつた。昨年からの大阪労基局そして労働省交渉、さらには国会斗争の中で傷病年金の制度を具体化させる省政令は二転・三転と変化した。そして、初め「すべて休業中の人は解雇制限の解除の

対象になる」というところから「リハビリ不能な人に限つて解雇制限を解除させる」という所にまで年金の中をせよめたのは事実であつた。

**傷病年金移行のための
症状照会に対する
斗争こそ必要**

一年半の斗争の中で、労働災保険法の内容について多くの人が気が通して、改悪された事に気がついていった。しかも被災労働者の首切りは、労働者階級に對

する弾圧である事を明確にする事ができた。

だが、大阪労基局の今までの柔軟路線の中で一定の進行を見せたもののようだったが大阪地域での斗争も、全国的な斗争の中では一局地的な斗争であり、大きくは労働者の思わくどおりに労働者対策が進んでいる事も事実であつた。

この土壇場になつて、全国的に労基局は傷病年金移行のための症状照会をしようとしている。いかに一年半の斗争があろうとも、そして、労働省や国会で被災者の首切りを進めるために改悪したのでない」と言わせたにしろ、この場で末端の労働行政が今までの安全センターと労働省との斗争の経過を知らない限りは、又二の年金制度の本質を理解し、労働者の声を聞いていない以上、きよめて機械的に被災労働者で一年半以上を経過し治療中の人はすべて年金に移行されてしまつたろう。この土壇場においてこそ我々

は今までの一年半の闘いの総括をしっかりとやり切る必要がある。

硬化する大阪労基局

労働省令を制定するまでは大阪労基局は我々との力関係もあつたのな、又大阪で闘いの炎をこれ以上広めないための対策としてな、あたなもこの改悪法に反対するのようになお、ズを取り続けてきた。

しなし、省令が制定されるや否や綿の御旗をもつた女のように今までどうつて変わり、て高容勢な態度をとり出した。

北台同に対する弾圧その他一連の反動化、そして大阪府被災労働者同盟の大阪西労基署への申し入れに対しては非常に反動的な姿勢であつた。局は今までの我々の闘いをそれなりに分析し、傷病年金移行の作業をなるべくトラブルをおこさないようにするといふ方向を出したのは事実であつた。そのための対策がこ

の向の大阪西労基斗争、天満労基斗争、西野田労基斗争で明らか

大阪

大阪府被災労働者同盟 西監督署へ連続斗争に入る

大阪府被災労働者同盟（会長出口静雄）は6月18日、大阪西労基署に対して次の内容の申し入れを行った。その内容は、一つは、傷病年金移行の際の症状照会通知者に年金制度の本質を明らかにさせるための同盟ニュースを通知者に送る事、更に、討論説明会を開く事、西署窓口で被災者同盟のニュース、規約を置かせる事である。この申し入れに大阪西労基署は非常に硬化した態度で対応した。そこで被災労働者同盟と関西労働者安全センターは6月20日より西労基との連続斗争に入った。安全センターならも被災者同盟と同盟

の要求をぶつけたが署側の態度は硬く、はじめは我々の要求をしりぞけ、意見を聞き取らなかつたが、徹夜も辞さない闘いの中で、まず月曜日には「署は首切促進をしないよう努力する事」を確認した。
火曜日、大阪府被災労働者同盟は連続斗争の方向を確認し、全被災者同盟員の根こそぎ動員を決めた。同盟事務局は徹夜の準備活動を進める中、夜10時に及ぶ団交を続け、署体制をカタカタにした。この日はまた休業補償や療養費を受け取りに来る日のため多くの被災者が集まつて来、同盟のピラや傷病年金の

大阪

天満・西野田監督署でも

火の手が...

西署への大衆的な決起は他の
地域へも広がっている。
6月23日には、関西労働者安
全センター、全金若井計算セン
ター支部、全港湾建設支部、全

石油スタンダード労組等が天満
署に押しかけ、年金について対
象被災者への公開説明会を開く
よう要求した。「その予定はな
い」と突張っていた監督署も、

報告を聞き、このころ人の被災者
が不安そうに相談にくるとい
う場面もあつた。この日は前日よ
り参加は多く、さびしい同盟の
息返に耐えて、ついに「傷病年
金の制度についての説明会を開
くよう局に上申する」との確認
をとつた。

に該当させないよう西野田署と
して大阪労基局に上申する事一
を確認させた。しかし一方、火
曜確認内容の上申結果は「大阪
労基局として公開説明会の必要を
認めず、各監督署に於ても説明
会を開くなどの指示を受けた」と
いうものであつた。

鋭い追及の中でその必要性は認
め、大阪労基局とも相談し何と
な裏現のための努力をする事を
約束した。

また、6月24日には、被災労
働者同盟を中心にした労働者が
大挙、西野田労基署長との会見
を申し入れ、西野田署と同様の要
求をぶつけて連続斗争に突入し
た。24日夕方には西野田署長は
「労災保険法改正によって解雇
促進が行われるという事態を憂
慮し、解雇促進が行われないよ
う努力する」との確認をし、話
し合いはようやく中身に入った。
斗争は今後も続けられる。



姫路・神戸・尼崎で

労基局主権の説明会南なる

兵庫労基局による改悪労災法の「説明会」が6月初めに姫路神戸・尼崎の3ヶ所で行われました。この「説明会」にしても当初兵庫労基局側は「南く必要がない」と頑固に言っていたものですが、被災者の「企業には説明会を開いても俺達には説明する必要がない」と言うのな、何のために改正されたのな、どいかにどうちがうのなゆらな、い、等々、次々と出される抗議の前に、しぶしぶ南くようになったものです。

大きな成果だ、たと言えます。局の説明に被災者の怒りの追及 神戸で行なわれた「説明会」には200名、尼崎では60名の参加の下にこの「説明会」は行なわれました。当局の「説明会」に対する態度は、被災者の疑問の一つ一つに正しく答えていこうというものではなく、多くの疑問や怒りの声があがる事をあらかじめ予想して形式的にこの「説明会」を流し、早期に改悪労災法の実施にふみきろうとするものだったと言えます。彼らの主張の主な点は、金額のアップ、被災者救済を「一年

半で年金へ移行」すること、拡大したという点で「改正」を強調し、大きな焦点となっている首切りに関しては、「従来と変わりません」となるく流しつつ被災者に幻想をあおっていくというものでした。そして、驚くべき事に、尼崎監督署交渉で被災者との間で確認された「年金移行に際しては本人ならびに組合の同意が必要」という点について局に意見を求めた所、そんな約束は関係ないとの対応だったのです。 二のような当局の姿勢、主張を参加した多くの被災者がだまされて見過ごすはずがありません。全国の被災者の斗いの中で勝ち取った内容を、さも自分達の努力の成果のように言う彼ら！年金移行が首切りに直結つながる事を隠そうとする説明！「被災者本人の意志を無視し、年金移行」首切り」を機械的におこなうことを公言してははならず、それでもなお「労働者の味方」顔をするあつかましいその姿！

その1つ1つが被災者の怒りの声の中では、きりとバクロされたと云えます。

神戸での説明会では「こんな説明会では話しにならない」「手厚い保護を目的とするのなら首を切るな」ともう一度説明会を開け、と続々と出される怒声の前に、ただ逃げ出すことだけしな顔になら、た彼らも、つ

いに再度7月中に説明会を開くことと収約せざるをえなくなりました。

再度の説明会の開催は早期実施をもちろむ彼らに大きな打撃を与えたと言えます。この闘いの成果を、さらに改悪労災法骨抜きへと、そしてその輪を全被災者へと拡大していかなければならぬと思えます。

尼崎

署主催説明会席上で

尼崎監督署 覚書を破棄

4/26 画期的な

覚書協定成立

本年4月26日、尼崎監督署と労安対との間で、阪神中医師にて、59名参加の中、労災保険法改悪実施に伴う業務について交渉を行った。その結果、傷病年

金への移行は、本人の同意を得なければ行なわれない、など全国に先駆け、画期的な協定が成立した。(資料④)

労働省・局の圧力に

屈した監督署

この協定成立2日後、早くも局はこの協定をつぶすため、悪質な圧力を署にかけてきた。ついで、この事を知った労働省は、次長の首な、協定破棄な、とせまり、5月6日局交渉の席上、「尼崎監督署の協定は不法、不当である」と発言。局は一転して姫路・神戸・尼崎で説明会を開き(前述)協定つぶしにやっきとなった。

次いで、尼崎監督署は協定にそう被災者への説明会を中止すると通告。これに対し、再三議長を中心に抗議を行ない、6月21日説明会がもたれるに至った。

仁義なき破棄通告

説明会に対し、労安対加盟支部、又神戸の仲間を加え38名と被災者多数が参加。尼崎監督署長は、この協定は不法のものである、と説明し、協定を破棄した。この説明会に先だち、屈強な職員数名を引きつけ、何なあれ

ば暴力装置として行使するなま
えで参加してきた。

この仁義なき協定破棄に抗議
が集中し、会場外で署長・次長
・課長の追及が始った。ただた
だ「申し訳ない」の一言で頭を
下げ署長に「頭をさげて事は
すまない」と等の抗議で、再説明
会を7月20日までに持つことが
確認された。

労働省総ぐるみの 圧殺行為

この説明会に至るまで、省
局が圧力をかけた事は署長自身
の発言でも明確であり、説明会
の前日、緊急兵庫局管内署長会
議が持たれ、そこで決定された
ことも明白であった。この圧殺
行為は一尼崎の地でおこったこ
とであつても、労災保険法改悪
の意図が一体何であるかを明白
にした。

(文責 尼崎労安対策事務局)

資料 A

<p>見 書 昭和十二年四月二十六日、尼崎市中、中匠研会 議長において、前掲した「労災保険法改悪 (傷病補償年金制を主とする)に関する詔 令」の結果、下記事項を確認し、措置の 策定に努めたいとします。</p>	<p>に努めます。 5. 解雇制限解除後、監督署は事業主の 解雇制限の指算を行なう。 6. 年金の支払いは、被労働者の希望方法に依 りて支払うことが望ましいから、署で決定 措置を要するので、上局にその趣意を 上申する。</p>
<p>記 1. 長期被災労働者に対する傷病補償年金 の移行に因りては、文書で送付されてはいるが この文書では不明確な点があるので、5月 中旬に本署で詳説の機会を設けて 連絡する。</p>	<p>昭和十二年四月二十六日 石川勲 書記長</p>
<p>2. 現段階で「傷病の状態等に関する面」に ついて、被災労働者の義務づけのないもの とする。</p>	<p>岩谷 幸作 書記長 本署者は、尼崎労働者安全衛生対策会議の 長谷村 梓と局長双方に在りての交換 し、保管するものとする。</p>
<p>3. 傷病補償年金移行の際に、被災労働者 ならば、労働組合のある場合は「承と 得て移行する。又年金移行後、被災 労働者の希望がある場合は、休業補償に変更 する。</p>	<p>尼崎労働者安全衛生対策会議 長谷村 梓 書記長</p>
<p>4. 労働能力回復可能被災者、労働の意 思のある被災者は短期補償の継続</p>	

金館ロックアウトで交渉団排除

傷病年金に強硬姿勢の東京労基局

労災法改悪阻止実行委員会は、この間各労基署を攻め、「ケイワン・ひちうち・腰痛等は年金の対象としたくない」（三田労基署・中央労基署・神奈川労基局）、「リハビリ要求中の被災者にも症状照会を送ったことは謝罪する」（東京中央労基署）との確認をさせた。

しかし、東京労基局は各監督署や神奈川労基局にも、「文書確認はするが」「署長を交渉に出席させるな」「通達（一九二号）回するな」の範囲外のことは一切言うな」等々の圧力をかけ、我々との交渉を妨害してきた。

そこで、我々は、6月17日に労災保険法改悪の件、及び慈恵医大青戸病院の看護婦山本さんのケイワンについて東京労基局

に交渉を申し入れた。ところが東京労基局は交渉を拒否したので、我々は当日、約半日にわたって40名と宣伝カー一台で抗議糾弾の行動を組んだ。その間、

東京労基局はすべての出入口をロックアウトし、我々だけでなく外部のお客もシャットアウトし、外出していった局の監察官1名も内に入れない有様だった。しかし、この実力闘争の結果、東京労基局は6月28日に交渉を持つことを提案してきた。局が誠意を示さない場合には直ちに局を包囲し、大衆的に糾弾していく決意である。

京都

地方公務員でも

傷病年金への闘いすすむ

▼京都府役所▲

腰痛の高野君とそれを支援する京滋労職対は4月18日、地公災基金交渉（前号で報告）に続いて、申し入れ書を提出し、6月7日交渉を行った。この交渉で基金支部は前回と一転して傷病年金の新設及び地方公務員の場合でも首切を促進する改悪で

ある事を認めた。が、「解雇するのは市当局であって基金は関係ない」と相変わらず責任迷いをしている。

以下、地公災基金支部に京滋労職対・高野君が提出した申し入れ書を紹介しておく。

申し入れ書

地方公務員災害補償基金
京都市支部 御中

高野 克司
京滋労災職業病対策会議

昨年の5月、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が成立し、この4月に施行の運びとなりました。

(中略)

しかし我々はこの傷病年金は高野克司君をはじめとする全ての被災者の生活と権利をふみにいるものであると理解して、易々諾々と切替を受け入れるわけにはまいりません。というのは、改正法において傷病年金と併せ「労働基準法第19条第1項の適用の特例」(オ28条の3)及び新設された「療養開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合」には労基法第19条(休業中被災者の解雇制

限)が適用されなくなり、当該被災者は解雇の危険にさらされ、万一解雇された場合には職場復帰の道を閉ざされる事になったからであります。従来、地方公務員である公務員被災者は労基法第19条に守られ、休業補償を受けている限り、即ち職場復帰するまで解雇されることはありません。得ない事でした。(労基法第19条は地方公務員法よりも優先し、19条の但し書に因しては、地方公務員には打切補償制度も倒産もなく、よって適用除外のケースは存在しなかつた)また、被災者にとって唯一の希望は元来な身体になって職場に復帰することであって、年金をもらって日々を送ることではありませぬ。これらの点を考えるなら「改正」とは名ばかりで、被災者の職場復帰の道をとがす大改悪と言われなければなりません。

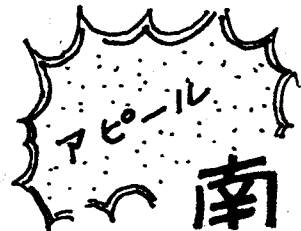
高野克司君の場合、既に「療養の開始後3年」を経過しており、二で傷病年金に切替えられたら早速既述した様な事態に直面するのであつて、我々は決してその様な切替を受認するわけにはまいりません。更に彼の場合には法的には療養の開始後3年を経過しているとはいえず、昨年の12月によく認定されたばかりで、実際には夏の療養期間が半年余りに過ぎません。この時点での切替はまさに暴挙と言わざるを得ません。

(中略)

そこで貴支部に対し、被災者の生活と権利を守るといふ貴支部本来の姿勢に立ちかえる様に要求すると共に、併せて以下の2点を要請いたします。真摯に御回答いただける様お願いいたします。

1. 高野克司君の様に、将来職場復帰の可能性のある被災者に対し、傷病年金を適用せず、休業補償を継続すること。

2. 傷病年金の切替に際し、対象者に対して説明会を行い、十分な理解を求めること。



南大阪労働フェイールド合宿

に参加しよう!!

合宿事務局

我々学生は、大学の中だけで学んでいては何か抜け落ちていくと感じている。その抜け落ちていくものは、自分がこれから先、誰のために何のために学問知識を生かしていくのかという最も大切な問いかけである。大学という、現在の資本主義体制の中で、権威を持っていくところ、権威を振りつけてしまうところに、それはとりもなおさず、現在の資本の中に入りこまれることを意味する。そうならないために、大学から出て、更社会の中で、現実なり、その現実が必要としている人間なり知識なりが何であるのかを学ばなくてはならない。それも本当に自分の手で生産し、最も人間らしい感性と考えをもった、現在抑圧

されている労働者から学んでこそ、今夏に必要とされているものがみえてくるという考えに立つて、我々学生は今年も南大阪労働者診療所（松浦診療所）を中心とした合宿（南大阪労働フェイールド合宿）を行っていく。特に、労働者の抑圧に抗する闘いの中で、労働者の命と健康を守ることは重要であり、そのための医学、医療の方向、またその医療と労働者の闘いの中にかんして生かしていくかを、労働者の現場を實際に見、労働者と直接触れいく中で考えていきたい。

今回の合宿も昨年の合宿と同様、労働者の現場をまわるフェイールドを中心に行う。また診療所

に於ては、労働者と学生の交流会、労働者の闘いの映画、戦前から戦中にかけての無産者医療運動で正に体をはって闘ってこられた堀口氏、水野氏を迎え、講演と討論、また、労働科学研究所で二十年以上にわたってじん肺の研究を行ってこられた、また全国じん肺患者同盟のオルグナイザーでもある佐野氏の講演として、三里塚、水俣で権力の暴力と闘っておられる人々を迎え、広い視野で、労働運動について、また我々学生が労働運動の中で今後果すべき役割を考えたいきます。

以上のような趣旨で行う南大阪労働フェイールド合宿に、労働者、学生の方々の協力と参加を呼びかけます。

期日 七月十四日～十八日
場所 南大阪労働者診療所
 お問い合わせ、申込みは、安全センター（06-374-2991）か診療所（06-574-8010）まで

しんりきよつしよ便り

組織部の活動から

前進する

健康資格喪失との闘い

前号で紹介した不当な健康保打切りに抗した大討論集会で確認された大阪府への交渉申入札を去る5月30日に行った。その際に、解雇の効力について係争中の場合における健康保等の取扱について、昭和25年に通りようが出ており、現在は二札によつて向題が処理されていゝことを確認しました。と同時に25年通りようの解釈について次のような向題提起を行った。

(1) 二の通りようによれば、解雇行為が労働法規または労働協約に違反することが明らかな場合は資格喪失を行つてはならないは

ずであるのに、今日まで事業主の一方的な資格喪失届のみで処理されてきたのは違法ではないか。

(2) 労働法規または協約違反の有無について、各保険者（行政）が、労働関係当局（府労働課・労基局・監督署等）の意見を聞く筈により、事件結着の見通しを慎重検討の上処理することと通りようではなつていゝるが、実際にはその運用がどのように行われたいか、の二点についてである。

6月9日には、大阪府民生部保険課と二回目交渉をもつた。その結果以下のような確認をとつた。「健康保険の資格喪失の手続について、当該社会保

險事務所が、明らかに昭和25年の通りようにかかゝる処理が違法である場合には、当該被保険者の資格喪失については無効であり、ただちに資格の復帰を行う」というのがその内容である

守られていない 昭和25年通達

こうして大阪府交渉で獲得した点をふまへ、各社会保険事務所や各健康保組合へと、具体的な向題で斗争が拡大していつた。市岡社会保険事務所と全金矢賀製作所支部の向題で、6月8日10日11日と連続交渉をもつた。その中で次のような点を確認した。

(1) 矢賀製作所支部の資格喪失を行つた際、労働協約は全く見ていない。

(2) 矢賀製作所支部には、25年通りようを全く見せず、最初から資格喪失の交渉を行った。

(3) 労働関係主管当局には意見を聞いていない。

などがその内容であるが、これを文書化することは拒みつづけ居直りの姿勢を堅持しようとしている

行政のカベを 組織的に突破しよう

更に全国一般ヨネミヤ労働組合の資格喪失との闘いなど、現在、向題化している労働組合は

この斗争が前進するとともに、いんどん増えてきている。そのため、全体的な意思一致と、行政の反動化に組織的に闘うため、6月22日、全金山中機械で、広汎な取場労働者が集って討議が行われ、市岡社会保険事務所への闘いを強化することにより、この闘いを全面的に波及させていくという方向が確認された。

医療隊活動はじまる

全金矢賀製作 からスタート

地域共闘の熱い支援の下、長期にわたって自主管理体制で闘い抜いている矢賀製作支部にお

いて、三度の医療隊活動が行われた。家族をかかえての斗争の中で、また健康保険資格喪失攻撃の中で、十分な健康管理はなかなか困難である。特に高令の婦人労働者が三分の二を占める矢賀では、医師の診察において、腰痛や肩こりの訴えが多く、針治療の要望が強かった。しか

し、町の針は高いし、また時間的余裕もないというのが実際のところである。

労働者針学習会 からも参加者

取場の仲間への命と健康はやはり取場の仲間の力で守るのが一番である。実際に2年前から始まった労働者針学習会の卒業生は取場でぎっくり腰痛や肩こりなどの治療効果をあげている。

三回目に矢賀を訪れた医療隊には卒業生の二名が有志参加し、実際の自分の経験を話し、六名の針灸治療を行い好評であった。今後とも医療隊に卒業生が参加し、治療を行うとともに、ハリ学習会への参加を呼びかける予定である。

各取場で針を武器に、命と健康を守り、斗争を強化前進させよう。(へ次回は全金山料鉄工を予定しています)

前線から

南大阪

脳卒中死を労災認定

会社から始末書も

全金住吉オーム工業支部

三月五日、全金住吉オーム工業支部、全金住吉オーム工業協会の協賛で、

三月五日、全金住吉オーム工業支部、全金住吉オーム工業協会の協賛で、

三月五日、全金住吉オーム工業支部、全金住吉オーム工業協会の協賛で、

三月五日、全金住吉オーム工業支部、全金住吉オーム工業協会の協賛で、

二二二
その「始末書」を取

その「始末書」を取

その「始末書」を取

その「始末書」を取

南大阪

直接交渉で

認定のメドつく

全金西成・宝ベルモント支部

西成さん、宝ベルモントで長年ワロムキ作業に従事して

西成さん、宝ベルモントで長年ワロムキ作業に従事して

西成さん、宝ベルモントで長年ワロムキ作業に従事して

南大 阪

佐野安の私制暴力

とらとら労働者に

●●●佐野安下請労働者支部●●●

昨年3月の組合結成以来、暴力労政で悪名高い佐野安資本、その下請資本は一体となつて組合つづし攻撃を下請支部にかけてきた。そのような中で、昨年5月24日朝、作業待期中の節安組合員うに對し、「文句を言うヤツは五疊(下請の企業名)へ来るな、他で付けろ」と叫びながら、棒心う私制がやにぬにおそいかかり、殴る、押し倒す、投げつけるの暴行を加えた。この時のケガで節安氏は休業を余儀なくされたが、組合では「労務管理上

の事故であり労災だ」として阿部野労基署に労災申請を行っていた。地域の他の労組などの支援を俾ながら5月6回の斗争を続けてきた結果、労災扱いにするとの確認をからとり、今年3月末、ようやく正式な業務上決定の通知を得た。

佐野安では相変わらずの暴力労政がしかれてゐるが、直接の企業暴力に對しても労災扱いを認めさせたことは大きな成果である。

南大 阪

藤原さんの頸肩腕

会社が労災と認める

全金西成 三和電器支部

去る6月初旬、全金西成、三和電器支部は会社との交渉で、組合員藤原房多さんの頸肩腕症を労災で取扱わせることを確認させた。

藤原さんは電器回路の印刷業務を行っていたが、76年春に仕事の間取りが変わつたことなどから、急速に症状が出はじめ、今年の3月カゼをひいたのを引金に、入院を要する状態にまで追込まれてい

たものである。はじめにかかった医者が「原因不明」としたこと、会社は労災扱いを拒んでいたが、南大阪労働者診療所は「業務による頸肩腕」との判断をしたため、会社が業務外の証明をしなれば業務上という会社との協定を活用して、組合が労災扱いにひつくり返させたものである。同支部では、精密作業による視力低下など、この斗争をきっかけに労災向題への取り組み強化を決めている。



第七回つどい開催となる

「ヤニ分科会」

産業医大阻止を確認

去る6月11、12日の

両日にわたり、東京大
学医学部構内に於て、

「ヤニ分科会」の開催を
告発する全この人々の

つどい集行が、約200名が参加

した。約200名が参加
した初日の総会では、

口ボトミ、糾弾の団体
スモン、モノホルム等

の薬闘争を担う団体
食品公害と闘うグルー

プ、フロム被害など労
災取業病と闘う諸団体

等から、斗いの経過と
今後の課題についての

報告が行われ、最後に
「つどい」の代表であ

る高橋正氏の「我々
をとりまく情勢がまび

しくなる中でつどい
に結集した心ある人々

の責務はますます増大
しているとの講演で

「ヤニ分科会」の開催を
告発する全この人々の

つどい集行が、約200名が参加

した。約200名が参加
した初日の総会では、

口ボトミ、糾弾の団体
スモン、モノホルム等

の薬闘争を担う団体
食品公害と闘うグルー

プ、フロム被害など労
災取業病と闘う諸団体

等から、斗いの経過と
今後の課題についての

報告が行われ、最後に
「つどい」の代表であ

る高橋正氏の「我々
をとりまく情勢がまび

しくなる中でつどい
に結集した心ある人々

の責務はますます増大
しているとの講演で

通じて大きく前進して
いることが確認された。
分科会は最後に53年
開校予定の「産業医大」

の設立に反対する決意
を確認して全この日程
を終えた。

主張でも報告した様
に労安法改悪案が国会

通過した。これに抗
議して去る6月18日「

労安法改悪
糾弾緊急

報告集会」
が開かれた。

この一か月
間、反対に

精力的に取
組み、野党

をつき動か
してきた人

々が百余名
結集した。

経過報告の
あと、主婦連

日本消
費者連盟など多数団体

の代表が次々と演壇に
立ち、土壇場で社会党

の睡がくびけたのが残

労安法改悪ゴリ押し採決に強い怒り

6・18 糾弾集会行かる

東京

念だ「社会党は総評
と我々の間に立つて

結局我々を見捨てた」
と怒りの発言が続いた。

しかし、誰も
「今まで頼をあ

めたこともな
い団体が結集し

て、ここまです
抗できたのはす

ばらしいことだ
と認めていた。

集会後、対策
会議がもたれ

野党、及び総評
に對し、守秘義

務条項削除への
取組みを要請し、今後

もいつここの運動を
続けていくことを確認

した。

ニュース

園部

マンガン中毒
認定のみまのぼしに怒り

被災労働者同盟

大阪府被災労働者同盟は去る6月10日、白木さんのマンガン中毒認定に關し、園部監督署におしかけた。じん肺患者同盟日吉町支部からも応援にかけつた。

白木さんの認定は当初本社工場のある東大阪労基署に申請をし交渉をくり返した。東大阪は「白木さんは日吉町でしか働いていないので管轄は園部であるが、東大阪で受理した以上こちらで園部に資料を送り認定をとりつける」と約束した。ところが、園部の担当にあい東大阪ではうかがい明なくなり、直接園部

へ出かけることになった。当日、経過説明をさせたところ、園部は東大阪から資料が届くや否や「重症でないから必ずかしい」というだけで独自の調査もせず、京都労基局へりん同してしまつていたのである。そして京都労基局は「昨年11月のマンガン一斉健診の結果と照らし合わせて認定する」と引きのぼしていたのである。局は白木さんの認定が一斉健診百余名の認定に連がるものと考えているからである。

さん自身が涙ながらに訴える一幕もあつた。この激しい追及に園部署は「たええ言葉もななく、りん伺をとり下げさせてもらうように

局に働きかける園部独自の調査で6月一杯に結論を出す」との強認書を交わした。

福岡 九大で

医系せしナル用がる

二百余名の闘う医師、学生、労働者、公害被害者、労働者を結集して、九大

に於て医系せしナルが用かた。ヤ4分科会「公害労災取業病」では特に公害被害者、労働者、労働者の向題提起が、向題、公害運動と労働運動の接点、具体的な結合等をめぐつてなされたが、分科会全体として、医系運動が地域の住民の生活なり、取場の結びつきの確固とした基礎づくりに着目し、前進しているのではないかと思われた。特に、分科会でも提起された今年で五回目を迎える水俣団結台宿において、公害運動、労働運動、その他ほぼ全九州の運動が一堂に交流されることはうらやましい限りであつた。

く、医系運動の更なる前進が強く要請されてきた。討論は、支援の

労研佐野氏を招き じん肺と闘う 討論集会開く

労働科学研究所の佐野辰雄先生を講師に招き、安全センター、労働者針灸学習会、南大阪労働者診療所の主催で、5月28日じん肺の学習と、各職場の斗争交流を目的にした討論集会が、五〇名余の労働者、研究者等の参加の下に開かれた。

まず佐野先生は、豊富なしかも事実にしたかりと裏づけられた長年の研究を通じて、じん肺の悲惨さについて、実際のじん肺で倒れた人々の肺を示すことにより、非常に感銘深い講演をされた。更に、じん肺法制定につ

いては、全鉱炭労等の労働者の闘う力が、この画期的なじん肺法制定にもかかわらず、資本と行政の一体となつたワポタージユにより、その後もしん肺が増え続けてきたこと、それに對し現在の労組の取り組みが、い

く、この中で特に印象深かつたのは、労安法の改善を知つたじん肺患者同盟は、労安法を改善するための、じん肺法改正が遅れてもかまぬ、という、断固として、闘う姿勢を貫いてゐることであつた。又、じん肺法は労働者と研究者が一体となつて、闘つた運動の大きな成果

であるにもかかわらず、佐野先生は自分達研究者の努力不足を強く反省して、おられたことも非常に印象深かつた。この佐野先生の講演のあと、全港灣、全造船、植田マンガン、京滋じん肺患者同盟等からの報告をうけ、今後、もじん肺法改正、労安法改善阻止に向け、共に闘つていくことを確認して集会を終えた。

大津

吹事場労働者の腰痛 3名の労災認定とる

カニびわこ学園労組

カニびわこ学園労組 認定にとりくんできた は吹事場労働者の腰痛 が、遂に3名の認定を

取つた。今般に滋賀の労働行政は強硬姿勢だが、被災者を先頭に立て、闘いがそれを破つた。また不服審査が原処分斤に差し、もどされ改めて認定された珍しいケースでもある。

京都

京都でも ハリ学習会始まる

京滋労取対

大阪でのハリ学習会は現在3期に入りますます好評を呼んでいるが、このほど京都でもスタートした。

6月5日にその第1回目もたれ、14名の被災者、医学生、労組活動家が集った。まず

学習会の目的と運営の仕方について討論し、第一回の学習として中国のハリ思想について夢び、ハリを持って紙硯にさす練習を行った。

翌日の反省会では、「みんな非常に熱心だ」「他の仲間にはがまさる」と恐さをのりこえら

れる」と好評であった。ただし準備不足で特に中国のハリ思想はテキストを読むだけに終わった。この反省も出て、次回からは事前に打合せ会をやることになった。

次回ハリ学習会
のお知らせ

(とき) 7月3日(日)

午後2時〜

(ところ)

全金剛製作所支部

(075)827-11010

紹介パンフ

戦前の日本無産者医療
同盟 および
無産者診療所の活動
について

¥350円+送料

定高生のための 働く者の 健康と労災取業病

① 7月10日(日) 午後1時半〜3時半

② 新長田勤労市民センター(大会場)

● 労災・取業病とは何か

講演 豊田正義氏

● その他

会場カンパ200円

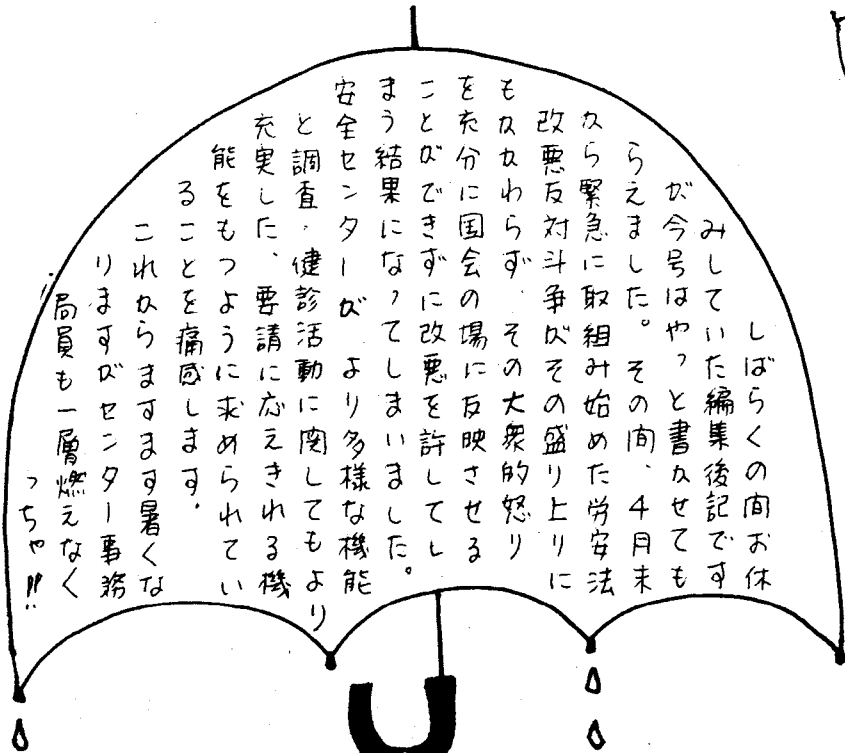
夏期一時金カンパの

お願い……

毎年、財政の確立努力を約束しながら、安全センターの運動を理解・支援して下さっている方々に一時金カンパへの御協力をお願いしてきました。そして今年の夏もまた残念なことに皆さんにカンパへの協力を訴えなければなりません。

労災保険法改悪反対・労安法改悪反対の闘いを通じて全国各地のいろいろな分野で闘っている人々との交流・連帯のパイプは一層強まってきました。それと共に、安全センターを支援して下さる人々も増えてはきましたがやはり運動の拡大に伴う支出の方が多いため、実情です。累積赤字をカンパで補おう、という財政パターンはなかなか許せそうにありません。値上げ、と企業の貸金出しおしみの続く中、皆さんも生活防衛に大変なことは思いますか。センター財政の窮状を御理解の上カンパをお寄せ下さる様お願いいたします。加えて、恒常財政を盤確立の為、購読料、会費滞納の方は速やかに納入下さる様、又、知り合いの方を会員・購読者に御紹介下さる様、訴えます。

編集後記



しばらくの間お休みしていた編集後記ですが今号はやつと書かせてもらえました。その間、4月末から緊急に取組み始めた労安法改悪反対斗争がその盛り上りにも及ぬわらず、その大衆的怒りを充分に国会の場に反映させることのできずに改悪を許してしまふ結果になってしまいました。安全センターがより多様な機能と調査・健診活動に際してもより充実した、要請に応えきれぬ機能をもつように求められたいことを痛感します。

これからますます暑くなりますがセンター事務局長も一層燃えなかつちや!!

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

38号

昭和52年6月30日発行 (毎月一回30日発行 但し2月は28日)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4